

## 身体障害者等の方に対する 自動車税種別割・環境性能割 軽自動車税環境性能割 の減免について

福井県では、身体障害者手帳等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳)をお持ちの方が一定の要件に該当する場合、申請により自動車税種別割・環境性能割および軽自動車税環境性能割を減免しています。

なお、軽自動車税種別割の減免制度については、各市町役場へお問い合わせください。

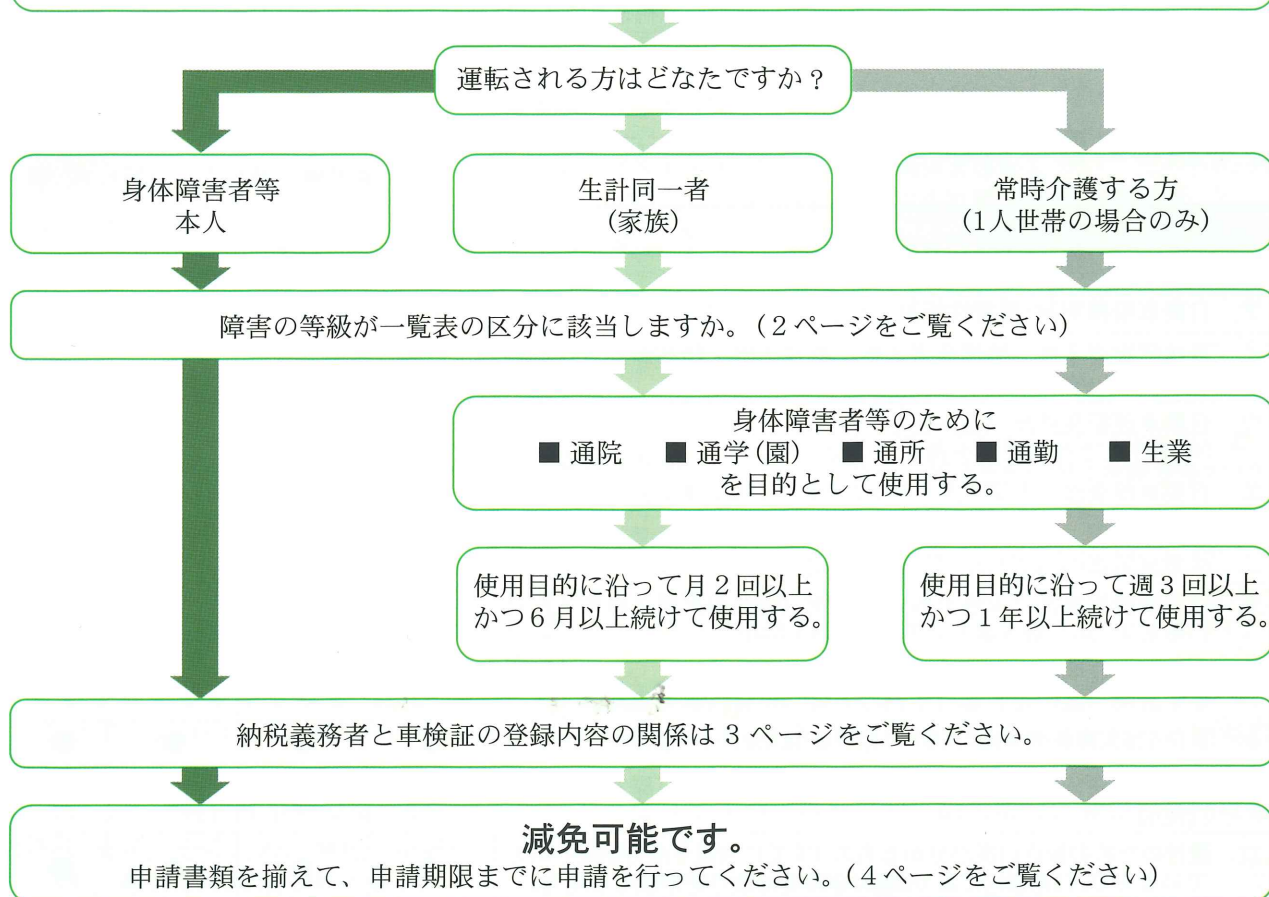
※軽自動車税環境性能割は当分の間、福井県が賦課徴収するため、福井県の減免条件と同等とします。

### ◎ 減免を受けることができる範囲 自動車検査証に「自家用」と記載されていること。

納税義務者が身体障害者手帳等をお持ちの**本人**であること。

※ただし、

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方
  - ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- で、ご家族が運転をされる場合は、生計同一者(ご家族)が納税義務者でも可。



車いす移動車(身体障害者の方の使用のために構造が変更されている自動車)については、一定の要件を満たす場合に、申請により、自動車税種別割・環境性能割および軽自動車税環境性能割を減免しています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。

※お問い合わせ先は4ページをご覧ください。

[福井県 車いす移動車減免](#)

[検索](#)

## ◎減免の対象となる身体障害者等の等級一覧

障 害 の 区 分		本 人 運 転	生計同一者（家族）運転 常時介護者運転	
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1級～4級		
	聴覚障害	2級および3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声・言語、そしゃく機能の障害	3級		
	上肢不自由	1級および2級		
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級および3級		
	じん臓機能障害	1級および3級		
	呼吸器機能障害	1級および3級		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級および3級		
	小腸機能障害	1級および3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		
	肝臓機能障害	1級～3級		
	療育手帳	障害の程度（総合判定）が「A（重度）」		
精神障害者保健福祉手帳	自立支援医療の公費負担を受けている方で、かつ障害程度が「1級」			
戦傷病者手帳	福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。			

※障害の区分等の確認のため、手帳発行元に照会する場合があります、時間を要することがあります。

## ◎申請に必要な書類 ア、オの様式についてはホームページからダウンロードできます。

福井県 県税申請用紙 検 索

必 要 書 類 等	運 転 者	身体障害者 等 本 人	生計同一者(家族)		常 時 介 護 者
			身体障害者等と 同居している場合	身体障害者等と 別居している場合	
ア 自動車税種別割・環境性能割 減免申請書(印鑑をご持参ください)		●	●	●	●
イ 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか(原本提示)		●	●	●	●
ウ 自動車運転免許証(原本提示) (申請時点で有効期限を過ぎていないもの)		●	●	●	●
エ 自動車検査証(申請時点で車検の切れていないもの)(コピー可)		●	●	●	●
オ 通院証明書、通学(通園・通所・通勤)証明書、民生委員の 生業証明書のいずれか【注3】【注4】	発 3 行 か 月 さ れ た も の に		●	●	●
カ 住民票謄本または家族全員の住民票(続柄が記載されて いるもの、かつ個人番号の記載のないもの)			●		●
キ 生計同一証明書または常時介護証明書【注5】 ※生計同一証明書を添付される方は、戸籍謄本も添付				●	●
ク 自立支援医療費(精神通院医療)受給者証(精神障害者の方のみ)(コピー可)		●	●	●	●
ケ 納税義務者の個人番号カードまたは通知カード(原本提示) 【注6】		●	●	●	●
コ 還付のための振込口座が分かるもの(すでに当該年度の納税が済ん でいる方で、口座振込により、還付金の受け取りを希望する場合)		●	●	●	●

注：1 ●は必ず提出(提示)いただく書類を示します。

2 表中のア、オ、キについては福井県税事務所または嶺南振興局税務部に備えてありますのでご利用ください。

3 通院証明書については、整形外科および歯科、風邪等の一時的なものは原則認められません。

4 民生委員の生業証明書については、自営業の方で、配達等の業務に自動車を使用している場合のみが対象となります。

5 キの証明書が必要な場合は市福祉事務所、町役場にイ、ウ、オ、カの書類を提示して交付申請してください。

6 申請する年度の4月1日以降に新たに取得した自動車に対する自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割および自動車税種別割について申請を行う場合は、個人番号の記載およびケの書類は必要ありません。

## ◎減免を受けている自動車を変更する場合の取扱い

減免を受けられるのは、身体障害者等1人につき軽自動車も含め1台限りです。

既に減免を受けている方が年度の途中で自動車を変更し、新たな自動車で減免申請する場合、前車の処分方法によって取扱いが異なります。

既に減免を受けている車 (前車)	新たな車の 取得方法	前車の処分 方法(注)	減免の可否		備 考
			自動車税 種別割	自動車税環境性能割 および 軽自動車税環境性能割	
普通自動車	新車新規 中古車新規	抹消	○	○※	新たな車が軽自動車の場合、軽自動車税環境性能割のみが減免の対象となります。
		名義変更	×	○※	前車で1年分減免を受けているため、新たな車に対する自動車税種別割減免は受けられません。
	名義変更	抹消または 名義変更	/	○※	新たに取得する車には、自動車税種別割は課税されません。
軽自動車	新車新規 中古車新規 名義変更	抹消または 名義変更	/	○※	前車で1年分減免を受けているため、新たな車に対する減免は受けられません。 (軽自動車税種別割には月割り制度がありません。)

(注) 申請の際に前車の処分方法が確認できる書類が必要となります。

※ エコカーや中古車などで課税されない場合には、翌年度の納税通知書が到着後に新規で申請をしていただく必要があります。

## ◎納税義務者と車検証の登録内容の関係

		本人運転	生計同一者(家族)運転・常時介護者運転	
			身体障害者手帳(18歳以上) 戦傷病者手帳	身体障害者手帳(18歳未満) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
車 検 証	所有者	身体障害者等本人	身体障害者等本人	身体障害者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
	使用者	身体障害者等本人	身体障害者等本人(原則) または生計同一者・常時介護者	身体障害者等本人 または生計同一者・常時介護者
納税義務者		身体障害者等本人	身体障害者等本人	身体障害者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
(所有権留保の場合)				
車 検 証	所有者	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社
	使用者	身体障害者等本人	身体障害者等本人	身体障害者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
納税義務者		身体障害者等本人	身体障害者等本人	身体障害者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)

(注) 身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方が家族運転の減免を受けられた後、18歳に達した場合は、その年度内に自動車の移転登録(名義変更)の手続きを行った上で、翌年度に新規で減免申請をしていただく必要があります。

## ◆◆◆◆◆自動車税・軽自動車税が変わります◆◆◆◆◆

令和元年10月1日から、自動車取得税(県税)が廃止され、自動車税と軽自動車税にそれぞれ種別割と環境性能割が導入されました。

このうち、軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、当分の間、賦課徴収と減免の事務は県が行います。そのため、減免の申請は県に行ってください。

一方、軽自動車税種別割の減免については、これまでどおり市町へ申請してください。



## ◎減免申請の手続等

	区 分	減免対象税目（減免額）	申請期限	申請書の提出先
①	自動車新たに所有した場合（登録時に減免要件に該当している方）	●自動車税環境性能割（全額） ●軽自動車税環境性能割（全額） ●自動車税種別割（登録した月の翌月から月割計算した税額分）	登録時【注2】	自動車会議所内 福井県税事務所分室 【注3】
②	移転（名義変更）等により取得した場合	●自動車税環境性能割（全額） ●軽自動車税環境性能割（全額） ●自動車税種別割（翌年度分から） 【注1】		
③	4月1日以前から引き続き減免要件に該当している方	●自動車税種別割（全額）	当該年度の4月1日から自動車税種別割納期限まで（5月31日が土日の場合は、翌営業日）	福井県税事務所、 嶺南振興局税務部 または 各県税相談室
④	4月2日以降に減免要件に該当した方	●自動車税種別割（申請した翌月から月割計算した税額分）		
⑤	上記①または③で申請期限を過ぎてしまった場合			

- 注：1 自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されます。身体障害者等または生計同一者が、自動車を4月1日以後に移転または変更登録により取得された場合は、その年度分の自動車税種別割は前所有者が納税義務者であるため、納める税額が発生しません。このため、減免の対象となる自動車税種別割は翌年度分からとなります。
- 2 登録時に申請できない場合は、全額を納付していただきますが、登録の日から1か月以内に申請があれば、減免が可能です。登録の日から1か月を過ぎますと、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は減免を受けることができません。ただし、自動車税種別割は申請した翌月からの減免が可能です。
- 3 登録の日以降の申請書の提出先は、福井県税事務所、嶺南振興局税務部または各県税相談室となります。

## ◎翌年度の減免について（軽自動車税種別割についてはお住まいの市町にお問い合わせください。）

前年度において自動車税種別割の減免を受けている方で、下記の要件に変更の無い方は、自動車税種別割納税通知書に同封される自動車税種別割減免申出書（ハガキ）に必要事項を記入後押印し、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に自動車税種別割納期限までに返送してください。（ハガキを返送していただければ、窓口にお越しいただく必要はありません。）

### ■変更等がある場合

変 更 内 容	手 続 き
1 身体障害者等の等級に変更がある場合	ハガキによる減免はできません。 再度、新規での申請手続きが必要です。
2 減免対象の自動車を変更する場合	
3 申請者（運転者）の住所、氏名に変更がある場合	
4 家族運転、常時介護者運転の運転者を変更する場合	
5 通院、通学、通所先が変更となる場合	
6 本人運転から家族（常時介護者）運転に、または家族（常時介護者）運転から本人運転に変更する場合	
7 申請期限が過ぎてしまった場合	
8 障害の区分が対象等級から外れた場合、または身体障害者等が死亡した場合	減免はできません。納税通知書で納付してください。

## ◎お問い合わせ・減免申請書提出先

事務所名称	所在地	電話番号	管轄地域等
①福井県税事務所 課税第二課	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	0776-21-8274	嶺北の各市町
②嶺南振興局 税務部課税課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2223	嶺南の各市町
③自動車会議所内 福井県税事務所分室	〒918-8023 福井市西谷1丁目1401（自動車会館内）	0776-35-6940	自動車登録時
④各県税相談室			
坂井県税相談室	坂井市三国町水居17-45	0776-81-3179	減免申請書の受理のみ行います。 （減免に関するお問い合わせは、上記①から③にお願います。）
奥越県税相談室	大野市友江11-10	0779-65-1281	
丹南県税相談室	越前市上太田町41-5	0778-23-4544	
二州県税相談室	敦賀市中央町1丁目7-42	0770-22-0050	

登録時の自動車税種別割・環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免については、「③自動車会議所内福井県税事務所分室」にお問い合わせください。  
福井県のホームページもご覧ください。

福井県 自動車税 検索